【重要】まん延防止等重点措置に伴う１月２１日以降の登校について

日頃より、本校の教育活動にご支援、ご協力頂きまして、誠にありがとうございます。

明日１月２１日(金)より２月１３日(日)まで、千葉県全域にまん延防止等重点措置が適用されます。 これを受け、１月２１日（金）以降の登校につきましては、以下の通りとなりますのでご協力をお願いします。

・児童に発熱等の風邪の症状がある場合等には、登校を見合わせ、自宅で休養する。

・同居の家族に風邪症状が見られる場合も同様に、登校せず、自宅での休養する。

この場合、欠席として扱われません。（ ※風邪症状とは、発熱、頭痛、倦怠感、腹痛、下痢、吐き気、のどの痛み、咳、息苦しさ、鼻水　等の症状ですので、十分ご確認ください。）

 また、保護者の皆様には、下記の事項について引き続きお子様に御指導いただき、感染拡大防止に御理解と御協力をお願いいたします。

１　下校時は寄り道をせず、速やかに帰宅するよう御指導ください。

２　お子様自ら感染予防に留意し行動できるよう、こまめな手洗い・手指消毒、マスクの着用、３密（密接、密集、密閉）の回避等の基本的な感染症対策について御指導をお願いいたします。

３　毎朝、検温と体調確認を必ず行い、発熱や風邪症状等がある場合には登校を控えるとともに、医療機関等へ速やかに相談してください。

４　以下の場合は、御家庭から学校に速やかに連絡を入れていただくようお願いします。兄弟や姉妹がそれぞれ小学校と中学校に在籍している場合には、両方の学校に連絡をお願いします。

(1)児童生徒等が新型コロナウイルス感染症に感染した場合。

(2)児童生徒等が濃厚接触者に特定された場合（同居の御家族が感染した等）。

(3)同居の御家族が濃厚接触者に特定された場合。

(4)児童生徒等又は同居の御家族が濃厚接触者ではないが、医師や保健所の指示等でＰＣＲ検査等を受ける場合。

※ (2)～(4)については、ＰＣＲ検査等の結果が判明するまで、児童生徒等には自宅療養させ、登校を控えさせてください。この場合、欠席として扱われません。

 最近、風邪症状で医療機関を受診した場合、熱が高くなくても、抗原検査やＰＣＲ検査等実施することが多いようです。同居のご家族が病院等を受診し、ＰＣＲ検査を実施する場合は、上記の(4)に該当します。

なお、上記には該当しない場合でも、以下の場合には学校にご相談ください。

・児童に症状等はなく、濃厚接触者ではないが、身近な方が感染した等、感染の疑いや感染の恐れがあるため、登校を見合わせる場合。

・児童に症状等はないが、高齢者と同居している等、家庭の事情等により、感染が不安で登校を見合わせたい場合。

よろしくお願いいたします。